

差止請求書

2013年10月11日

京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369番地
サン・クロレラ販売株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 高 篤 英 弘 (京都産業大学法務研究科教授)
〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町52
9番地ヒロセビル4階
電 話 075-211-5920
FAX 075-251-1003
(担当) 理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、景品表示法10条及び消費者契約法12条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。)

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行い、または、第三者をして行わせることの停止を請求する。

(対象となる表示)

表示媒体：日刊新聞紙に折り込んだチラシ

表示内容：別添のチラシなど、下記の表示

(1) 体の健康クロレラ (C. G. F.) (おもな効用)

- ・ 病気と闘う免疫力を整える
- ・ 細胞の働きを活発にする
- ・ 排毒・解毒作用
- ・ 高血圧・動脈硬化の予防
- ・ 肝臓・腎臓の働きを活発にする

(2) 心の健康ウコギ (イソフラキシジン) (おもな効用)

- ・ 神経衰弱, 自律神経失調症改善作用
- ・ ホルモンバランスを調整
- ・ 抗ストレス作用・疲労回復作用
- ・ 鎮静作用による緊張の緩和・睡眠安定
- ・ 抗アレルギー作用

(3) 「クロレラは薬効のある食品であり」

(4) 体験談の形式を用いた「腰部脊柱管狭窄症 (お尻からつま先までの痛み, シビレ)」「肺気腫」「自律神経失調症・高血圧」「腰痛・坐骨神経痛」「糖尿病」「パーキンソン病・便秘」「間質性肺炎」「関節リウマチ・貧血」「前立腺ガン」が改善される旨

(紛争の要点)

第1 景品表示法10条による差止請求

1. 「クロレラ (C. G. F.)」「ウコギ (イソフラキシジン)」は、いずれも医薬品でなく食品であるにもかかわらず、上記のように薬効や効果を謳うことは、商品の品質について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示しており、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある。
2. なお、以下に指摘する点からすれば、貴社は、「日本クロレラ療法研究会」の名称を用いて貴社の商品の表示、勧誘として本件のチラシによる表示、勧誘を行っているものと解される。
 - ・ 「日本クロレラ療法研究会」の会長「二代目 中山流石」は貴社の取締役中山哲明と同一人物であること

・「日本クロレラ療法研究会」京都本部の所在地と貴社の本店所在地が同一場所であること

・「日本クロレラ療法研究会」が使用している電話番号（0120-13-9603）の回線契約者が貴社となっていること

・「日本クロレラ療法研究会」に対し資料請求すると、貴社からも「サン・クロレラA」「サン・ウコギ」などの商品カタログが送付されること

以上から、貴社が「日本クロレラ療法研究会」名で広告宣伝していることがわかる。貴社が上記表示を行うのは、貴社が製造販売する商品の効能を示すために行われていることは明らかであり、上記表示は、貴社の商品である、「サン・クロレラA」や「サン・ウコギ」を含む商品についての表示であるというべきである。

3. よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法10条に基づき、その停止を請求する。

第2 消費者契約法12条による差止請求

1. 「クロレラ（C. G. F.）」、「ウコギ（イソフラキシジン）」はいずれも医薬品ではなく食品であるにもかかわらず、上記のように薬効や効果を謳うことは消費者契約の目的となる物品の効能について事実と異なることを告げ、これにより消費者が「クロレラ（C. G. F.）」「ウコギ（イソフラキシジン）」に薬効や効果があると誤認させるものであり、消費者契約法4条1項1号の不実告知に該当する。

2. なお、第1. 2で指摘したとおり、貴社は、「日本クロレラ療法研究会」の名称を用いて本件の表示、勧誘を行っており、最終的に貴社は商品の購入を勧誘していることからすれば、上記表示、勧誘は、貴社の販売する商品である「サン・クロレラA」や「サン・ウコギ」を含む商品の販売を勧誘するに際し事実と異なることを告げたことに該当するというべきである。

3. よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記消費者契約法違反の行為につき、消費者契約法12条に基づき、その停止を請求する。

（訴えを提起する予定の裁判所）京都地方裁判所

がんこな慢性病でお悩みの方へ クロレラ療法



日本クロレラ療法研究会会長
三代会長 中山流石 (72歳)

先代、中山流石氏曰く「国民の知る権利」「本道の事でも言っ
てはいいが言う法律はない」「慢性病で困っている人の立場で
考える」「国民の福祉の向上」等、中山流石氏の意志を継承し、
これからもクロレラの正しい普及と啓蒙活動を続けていきます。

日本クロレラ療法研究会
解説 特報

体の健康 クロレラ(C.G.F.)

● 病気と闘う免疫力を上げる
● 細胞の働きを活性化させる

おもな効用

● 解毒・解毒作用
● 高血圧・動脈硬化の予防
● 肝臓・腎臓の働きを活性させる など

心の健康 ウコギ(イソフラキジソ)

● 神経衰弱、自律神経失調を改善する作用
● ホルモンバランスを調整
● 抗ストレス作用・疲労回復作用
● 腸胃作用による便秘の解消・腸機能安定
● 抗アレルギー作用 など

おもな効用

最近のクロレラに関する学術情報

- ヒトを対象とした抗動脈硬化作用についての研究
第10回日本抗加齢医学会総会(2010)で発表
- 便秘改善等の腸内環境に対する研究
第13回日本補完代替医療学会学術集会(2010)で発表
- 妊娠時の貧血やタンパク尿に対する予防効果に関する研究
Plant Foods for Human Nutrition Vol.65 No.1に掲載
- 激しい運動に伴う免疫機能低下の抑制に関する研究
第11回日本抗加齢医学会総会(2011)で発表

※詳しい学術名・内容等のお問い合わせもお待ちしております。

発行責任者
日本クロレラ療法研究会
会長
中山流石
〒600-8177 京都市下京区烏丸通五条西南角サン・クロレラ本社ビル4F
大塚町368番地 サン・クロレラ本社ビル4F
電話(075)361-2316(代表)
療・無断転載

「安心下さい」皆様からのお預かりありがとうございました。個人情報は責任をもち守りついでにさせていただきます。

知人から旅行に行くとおっしゃるのですね。血圧が80/100mmHgとあり、医師から「1歩間違えば脳出血になる」と言われておられるとのこと。無糖の食物繊維を多く含むクロレラを毎日10g程度を服用していただくと、血圧が80/100mmHgから70/100mmHgに下がりました。これは、クロレラに含まれる食物繊維が腸内環境を整え、血圧を下げる効果があるからです。また、クロレラには、血中のコレステロールを低下させる効果も認められています。ご自身の健康のために、ぜひクロレラを試してみてください。

自律神経失調症・高血圧
孫のかわいい声にも

病名は肺気腫、繰り返れれば肺がんのリスクがあります。体の不調は少し感じているうちに、タバコを吸った後、呼吸が苦しくなりました。医師からは「30日かかります」と言われて、毎日クロレラを服用し、呼吸が楽になりました。また、血圧も安定しました。クロレラは、自律神経を整え、血圧を下げる効果があります。ご自身の健康のために、ぜひクロレラを試してみてください。

腰部脊柱管狭窄症(お尻からつま先までの痛み、シビレ)
痛むと歩けなくなるほど痛むようになりました。昔はジャマキヤキだったのに...

腰痛が悪化してからは、お尻からつま先までのシビレ、痛みがひどい。歩くのが大変です。クロレラを毎日10g程度を服用すると、腰痛が軽減し、歩くのが楽になりました。また、シビレも軽減しました。クロレラは、腰部脊柱管狭窄症の改善に効果的です。ご自身の健康のために、ぜひクロレラを試してみてください。

病気に悩む方、病後回復の診断を必ず受けましょう。

医薬品に比べて効果は劣るかもしれませんが、副作用の心配もありません。また、天然由来の成分で、安心して服用できます。

消化・吸収のよさ、天然培養が決め手!

クロレラの顕微鏡写真

細胞壁破壊前
細胞壁破壊後

クロレラの人工消化率比較試験結果

消化率(%)	試験方法
90.1	クラッシュタイプ
35.5	抽出液タイプ
24.3	未処理クロレラ

※クラッシュタイプの消化率は、1時間以上の消化処理が必要です。抽出液タイプは、消化処理が完了した後にのみ消化率が高くなります。

クロレラはクロレラでもすべて同じものではないです。品質のより良いクロレラをお選び下さい。

日本クロレラ療法研究会 京都本部

〒600-8177 京都市下京区烏丸通五条西南角サン・クロレラ本社ビル4F

駐車場完備

でんわ相談 **0120-13-9603**

受付時間:午前9時～午後7時(土・日・祝日は午後5時まで)

ホームページでも情報掲載中 <http://www.3960.gr.jp>

検索サイト「3960」と検索して下さい。検索 3960

日本クロレラ療法研究会【解説特報】

相談随時受付中

京都本部

〒600-8177 京都市下京区烏丸通五条西南角サン・クロレラ本社ビル4F

検索サイト「3960」と検索して下さい。検索 3960

当研究会では随時、クロレラに関するお問い合わせを承っております。上記フリーコールか裏面のハガキをご利用下さい。

